

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録された公文書を使用するものをいいます。平成19年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,094件でした(表1)。

表1 平成19年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関		事務の区分及び件数				合計
		固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関共通 事務	全庁共通事務	
知事	秘書室・総務部	129	17	18	9	173
	企画振興部	93				93
	保健福祉部	307	76	194		577
	環境部	55		32		87
	生活労働部	123	3	37		163
	商工部	51	13	23		87
	農政部	122	26	91		239
	水産林務部	51		30		81
	土木部	38	8	34		80
	建築都市部	92	30	15		137
	出納事務局	3			1	4
	小計	1,064	173	474	10	1,721
議会	20				20	
公営企業の管理者	2				2	
教育委員会	121	48	78	7	254	
選挙管理委員会	6				6	
人事委員会	14			4	18	
監査委員	4				4	
労働委員会	15				15	
警察本部長						
海区漁業調整委員会	3				3	
内水面漁場管理委員会	3				3	
公安委員会						
収用委員会	6				6	
地方独立行政法人	42				42	
合計	1,300	221	552	21	2,094	

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部署の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

2 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

平成19年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、120件でした(表2)。

これを実施機関別に見ると、警察本部長51件、知事31件、地方独立行政法人29件などとなっています(表3)。

開示請求の主な内容を見ると、県立大学(院)の入学(編入学)試験の成績結果、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報、特別弔慰金の請求同意書、特定疾患認定申請書等があります。

表2 文書による開示請求件数(平成17～19年度)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
文書による 開示請求件数	160	110	120

表3 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関		請求件数	開示請求の主な内容
知事	秘書室・総務部	25	・特別弔慰金の請求同意書 ・特定疾患認定申請書
	企画振興部		
	保健福祉部		
	環境部	3	・産業廃棄物処理施設に係る指導・調査の記録
	生活労働部	3	・水質検査報告書
	商工部		
	農政部		
	水産林務部		
	土木部		
	建築都市部	31	
	出納事務局		
小計			
議会	5	・県立高校入学試験に係る学力検査の答案用紙等	
公営企業の管理者教育委員会			
選挙管理委員会	2	・職員採用試験 ・警察官採用試験の成績	
人事委員会			
監査委員	51	・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌に記載された自己情報	
労働委員会			
警察本部長			
海区漁業調整委員会	2	・苦情案件に対する処理内容	
内水面漁場管理委員会			
公安委員会			
収用委員会	29	・県立大学（院）の入学（編入学）試験の成績結果	
地方独立行政法人			
合計	120		

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求120件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数5件を除いた115件です。また、実質開示率は不存在を理由とする不開示6件を除き97パーセントとなります(表4)。

$$(注) 実質開示率 = \frac{\text{開示件数} + \text{部分開示件数}}{\text{請求件数} - (\text{不存在件数} + \text{取下げ件数} + \text{却下件数})} \times 100$$

表4 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関		請求件数	決定等の状況					
			開示	部分開示	不開示 不存在	取下げ	却下	
知事	秘書室・総務部							
	企画振興部							
	保健福祉部	25	19	2	2	2	2	
	環境部	3			2		1	
	生活労働部							
	商工部							
	農政部	3	1	2				
	水産林務部							
	土木部							
	建築都市部							
	出納事務局							
小計		31	20	4	4	2	3	
議会								
公営企業の管理者								
教育委員会		5	2	2				1
選挙管理委員会								
人事委員会		2	2					
監査委員会								
労働委員会								
警察本部長		51	2	43	5	4	1	
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
公安委員会		2		2				
収用委員会								
地方独立行政法人		29	29					
合計		120	55	51	9	6	4	1

ウ 不開示理由の状況

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、警察職員情報（6号）に該当するものが45件、行政運営情報（4号）に該当するものが28件などとなっています（表5）。

表5 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号		適用件数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人情報	1	23	24
第2号	事業情報		2	2
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報	2	26	28
第5号	評価判断情報		4	4
第6号	警察職員情報		45	45
第7号	捜査等情報		8	8
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		3	108	111

注 重複適用があるため、表4の件数と一致しません。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が23件、教育委員会が7件、人事委員会が4件、警察本部長が14件、地方独立行政法人が16件、合計64件となっています。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、8,939件でした（表6、表7）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、6,620件の請求があり、請求件数全体の74%となっています。

その他の主な内容は、警備員等試験関係のものが485件、警察官採用試験関係のものが467件、県職員採用試験関係のものが328件、教員採用試験関係のものが146件などとなっています。

表6 口頭による開示請求件数（平成17～19年度）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口頭による 開示請求件数	7,061	7,657	8,939

表7 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	25	合格発表の日から9日間
	調理師試験	32	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	119	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	3	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	4	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	21	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	9	合否発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	3	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	技能検定試験	31	合否発表の日から1年間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	53	合否発表の日から1か月間
	福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	4	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	3	合否発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	合否発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	2	合否発表の日から1か月間
	小計	312	
教育委員会	福岡県教育委員会職員採用選考試験	6	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	146	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県公立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考試験	1	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6,620	合格発表の日の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	26	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	6,799	

人事委員会	福岡県職員採用上級・中級試験	297	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員採用初級試験	27	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	2	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県職員採用選考（人事委員会 が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	2	合格発表日の翌日から1か月間
	小計	328	
警察本部 長	福岡県警察官A（男性）採用試験	350	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	75	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	35	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	2	合格発表日の翌日から1か月間
	福岡県警察官C採用試験	5	合格発表日の翌日から1か月間
	猟銃等講習考査	110	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	286	合否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考査	37	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	119	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	43	合否発表の日から1か月間
駐車監視員資格者講習修了考査	76	合否発表の日から1か月間	
小計	1,138		
地方 独立 行政 法人	九州歯科大学入学者選抜試験	93	4月16日から1か月間
	九州歯科大学推薦入学試験	11	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	92	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	2	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	121	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	40	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
小計	362		
合計	8,939		

3 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成19年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

4 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）若しくは、電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成19年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

5 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。

平成19年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てが1件ありました（表8）。

表8 不服申立案件及び処理状況

不服申立て案件	実施機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「特定介護保険施設の調査に係る文書」部分開示の件	知事	20.3.18	20.4.18	審査中		

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成19年度は、苦情相談はありませんでした。

7 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています（設置は平成4年5月1日）。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成19年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表9）。

表9 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第8期 第4回 審議会 平成19年7月18日	・ 個人情報保護条例の運用状況について ・ 不服申立部会の審議結果について ・ 県からの個人情報流出事案について
第5回 審議会 平成19年10月18日	・ 防犯カメラの運用に関するガイドラインについて ・ 住民基本台帳ネットワークシステムについて ・ 国民生活審議会個人情報部会の審議状況について

第6回 審議会 平成20年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報提供事務について ・住民基本台帳ネットワークシステムについて ・個人情報保護制度の周知等について
-----------------------	--

(2) 諮問及び答申

平成19年度は、「電子計算機の結合による提供の制限」の例外事項に係る諮問が1件あり、1件の答申がなされました(表10)。

表10 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
平成20年2月15日	「インターネットのホームページによる屋外 広告業者登録情報提供事務」について	知事	平成19年12月27日

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員(第8期)は、次のとおりです(表11)。
委員の任期は2年となっています。

表11 福岡県個人情報審議会委員名簿(五十音順、現職名は平成20年4月現在)

氏名	現職名	役職名	任期
遠藤 勉	九州工業大学情報工学部教授		平成18年5月1日 ~ 平成20年4月30日
岡本 博志	北九州市立大学法学部教授	会長職務 代理者	
木村 俊夫	熊本大学法学部教授	会長	
桑野 道子	(株)ビスネット取締役		
坂口 繁和	弁護士		
勢一 智子	西南学院大学法学部教授		
馬場 明子	(株)テレビ西日本 報道制作局制作部 専 任部長		
原田 憲正	山九(株)労政部 人権啓発担当部長		
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社 代表取締役社長		